インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザは法律で「法定伝染病」に指定されています。そのため、病院でインフルエンザと診断された場合、「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」は出席停止になります。つまり、「発症後５日を過ぎていること」「解熱後２日を過ぎていること」の両方をクリアしないと登校できません。

発症日	発症後					
０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	5日を経過した日

※「発症日」は「症状が出始めた日」のことで、「病院を受診した日」ではありません。

		発症日	発症後							
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後４日目	発症後５日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後１日目	解熱後２日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	